



当別消防署からのお知らせ

■問合せ
☎23-2537

全集中！ 火災予防の呼吸

壱ノ型

火災の起こりやすい場所を知る！

住宅火災を起こさないために、まずは「自分の家を知ること」が大事です。各部屋や廊下などを隅々まで点検し、火災となり得る原因を見つけ、どうしたら未然に防げるかを考え、行動に移すことから始めてみましょう。



例) コンセントのホコリを掃除する
コンロまわりをキレイにする など

弐ノ型

住宅用火災警報器の設置！

住宅火災による死者は、逃げ遅れによるものが多く、住宅火災から大切な命を守るためには、火災の早期発見が不可欠です。住宅用火災警報器を設置することにより、就寝中など火災に気が付きにくい状況でも、火災の発生をいち早くキャッチして知らせてくれるので、避難・初期消火を早期に行うことができます。



参ノ型

住宅用火災警報器の維持管理！

設置の義務化から10年以上経過し、電池切れや故障している住宅用火災警報器があるかもしれませんので、作動するか定期的に点検を行ってください。

メーカーにより、点検方法が異なる場合がありますが、一般的には本体のボタンを押すか、ひもを引いて、音声により正常に作動するか確認しましょう。



令和2年 火災概要

令和2年の火災件数は10件で、前年と同数となっており、3月に発生した建物火災では死者が1名発生し、尊い命が奪われました。火災種別で比べると、建物火災が2件、車両火災が1件増加し、原因はストーブの取扱い不注意、ゴミ焼きの火の拡大、交通事故による車両火災などでした。

火災は、ちょっとした不注意や油断から簡単に発生し、皆さんの大切な生命・財産を奪ってしまいます。皆さんの命や大切なものを守るために、一人ひとりが防火の心を忘れずに、火災予防に全集中し、『火災のないまち、当別町！』を目指しましょう。

<令和2年 月別発生状況 および 内訳 >

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
建物 1		-	建物 1	建物 1 その他 1	車両 1	-
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
建物 1 車両 2		-	車両 1	車両 1	-	-



令和2年 救急出動状況

令和2年の救急出動件数は、800件（前年比104件減）で、搬送人員は728人（前年比91人減）となりました。救急の種別では、急病による要請が一番多く、全出動の約7割を占め、次いで一般負傷、交通事故の順となっています。人口割では町民の約21人に1人が救急搬送されたこととなります。

<過去5年間の救急出動件数 および 搬送人数 >

	H28	H29	H30	R1	R2
救急出動件数	877件	859件	925件	904件	800件
搬送人数	795人	764人	814人	819人	728人

当別町地域福祉支援台帳を更新します

■問合せ 保健福祉課福祉係
(ゆとろ内・☎23 - 3019)

町では、地域で支援を必要とする可能性のある要配慮者への平常時の見守りの強化と、災害時の避難支援活動等の体制づくりを図るため「当別町地域福祉支援台帳」を作成し、関係機関等との情報共有を進めています。この台帳は町に住むすべての人が助け合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するための大切な情報です。後日、新たに対象者となる方には、郵送により地域福祉支援台帳へ登録することへの本人の同意を確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼送付対象者（令和3年1月31日現在）

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 65歳以上のみの世帯の方
- ③ その他、支援が必要と認められる方

▼台帳への登録について

3月中旬までに郵送で、この事業の説明と本人の同意の確認方法などをお知らせします。

・65歳以上で新たにひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯になった方など

台帳への登録を希望しない方は郵送された申出書に記入し返送するか、福祉係窓口へ提出してください。
※過去に台帳への登録を希望されなかった方にも、改めて郵便でお知らせします。

・新たに要介護3以上、重度障がい者となった方など
郵送後、戸別訪問により本人の同意、緊急連絡先や見守りに必要な情報を確認していましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回の郵送および個別訪問は実施しません。

児童手当を受けるには申請が必要です

■問合せ 保健福祉課福祉係
(ゆとろ内・☎23 - 3019)

児童手当は中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。手当を受けるには養育している方の申請が必要です。出生や転出入等が生じた場合は15日以内に（公務員は勤務先で）手続きをしてください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられない場合があります。

▼申請時に必要なもの

- ・家族全員の健康保険証の写し
- ・申請者とその配偶者のマイナンバーがわかるもの
- ・申請者名義の振込先口座のわかるもの

※その他必要に応じて提出するものもあります。

▼支給額（月額）

年齢区分	児童手当	特例給付
3歳未満	15,000円	一律 5,000円 ※所得制限 限度額以上
3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

◎北警察署からのお知らせ

■問合せ 北海道警察札幌方面北警察署
(☎011 - 727 - 0110)

平成7年（1995年）3月20日、オウム真理教による「地下鉄サリン事件」が発生しました。

オウム真理教は現在も

- ・麻原彰晃こと松本智津夫への信仰を強調する **主流派「Aleph（アレフ）」**
- ・松本の影響力がないかのように装う **上祐派「ひかりの輪」** を中心に活動しています。

主流派は、街頭や書店における声掛けのほか、SNSを利用するなどして青年層を中心に接触を図り、教団名を隠して、ヨガ教室に勧誘するなどして新規信者を増やしています。警察では、教団に対する記憶の風化を防止するため、教団の現状等について情報発信しています。

3/15
まで

確定申告 受付しています

◆日程・必要書類等は
役場税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

◆所得税の内容等は
札幌北税務署 (☎ 011 - 707 - 5111)

◎確定申告に関する詳細は、広報とうべつ 2月号 p.12 ~ p.13 に掲載しています。

令和2年分確定申告および住民税申告の受付を行っています。申告される方は右記の受付日と会場をご確認のうえ、お越してください。都合が悪い方は、別日に申告することも可能です（連絡不要）。

■新型コロナウイルス感染防止対策について

- ・混雑緩和のため、申告者本人（1人）のみの入場とします。
- ・必ずマスクを着用してください。
- ・入場時に検温を行います（37.5℃以上の方は入場できません）。
- ・待合状況によって、受付を停止します（後日の来場をお願いする場合があります）。

※せき・発熱などの症状がある方や体調がすぐれない方は申告日を変更するなど、ご協力ください。

■住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

なお、住民税申告は確定申告期間以降も随時受け付けますが、4月末日までに済ませてください。

■確定申告に必要な書類

- ・源泉徴収票（コピー不可）
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・マイナンバーが分かるもの1つ
（マイナンバーカード、通知カード、
マイナンバーが記載された住民票）
- ・運転免許証などの身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの（本人名義）
- ・健康保険料や介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険料、地震保険料控除証明書など

月日	行政区		会場
	9時～11時30分	13時～16時	
3/1 月	栄町・万代町		役場大会議室
2 火	太美東・太美西	太美北	西当別 コミセン
3 水	太美中央	スウェーデンヒルズ	
4 木	獅子内・太美スターライト	太美南	
5 金	太美寿	当別太・高岡	役場 大会議室
8 月	金沢・蕨岱		
9 火	末広・白樺町		
10 水	西町・樺戸町		
11 木	錦町・美里		
12 金	下川町・六軒町		
15 月	元町		

※ 3月2日～5日の申告会場は、西当別コミュニティセンターとなっています。役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。

北税務署からのお知らせ

■問合せ 札幌北税務署

(☎ 011 - 707 - 5111)

北税務署での令和2年分所得税の確定申告の相談および申告書の受付は **4月15日（木）まで**です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場の混雑緩和を図る観点から、税務署で申告される場合は「**入場整理券**」が必要です。

【ご注意ください！】

- ①入場時に、当日配布した「入場整理券」もしくはLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」の画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- ②「入場整理券」には会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間内に会場へお越しください。
- ③指定された時間に遅れた場合は入場できない場合があります。また、混雑している場合は入場をお待ちいただく場合があります。

3/31
まで

対象の方はお忘れなく！ 高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎の予防には、予防接種が有効です。高齢者肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌による肺炎や肺炎による合併症などの予防効果が期待できます（※新型コロナウイルス感染症に対する予防接種ではありません）。

今年度の接種期限は3月31日（水）です。対象となる生年月日の方は接種の機会を逃さないよう、今後の感染症流行状況に合わせて接種しましょう。

▼料金 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（p.28）に掲載しています。希望者は事前に医療機関へ予約してください。
- ・入院または入所中など、町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にご連絡ください。
- ・体調の悪い時を避け、マスクを必ず着用しましょう。

▼対象者

※誕生日前でも接種できます。接種回数は1回です。

①次の年齢（生年月日）の方

- ・65歳（昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生）
- ・70歳（昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生）
- ・75歳（昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生）
- ・80歳（昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生）
- ・85歳（昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生）
- ・90歳（昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生）
- ・95歳（大正14年4月2日～大正15年4月1日生）
- ・100歳（大正9年4月2日～大正10年4月1日生）

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方（身体障害者手帳1級程度）

▼問合せ 保健福祉課健康推進係
（ゆとろ内・☎23-4044）

後期高齢者医療 高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療保険および介護保険から支給されます。役場の担当窓口への申請手続きが必要です。

- ・後期高齢者医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
 - ・支給額が500円以下の場合には支給されません。
- ※該当と思われる方には、3月下旬以降に申請案内を送付予定ですので、忘れずに提出してください。

【自己負担限度額表】

計算期間：令和元年8月1日～令和2年7月31日

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】212万円
		【課税所得380万円以上】141万円
		【課税所得145万円以上】67万円
1割	一般	56万円
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ（※1）	31万円
	区分Ⅰ（※2）	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係
（☎23-2467）

<令和4年4月採用>海上保安官・<令和3年10月採用>海上保安学校学生（特別）採用試験

採用種目	受験資格	受付期間		一次試験
		インターネット	郵送・持参	
海上保安官 （大卒課程）	平成3年4月2日以降生まれの者で、大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者、および令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者等。	3月26日（金）～4月7日（水）	3月26日（金）～3月29日（月）	6月6日（日）
海上保安学校 （特別）	令和3年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者、および令和3年9月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者等。	3月26日（金）～4月2日（金）	3月26日（金）～3月29日（月）	5月16日（日）

申込方法等、詳細はホームページ（<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>）をご覧ください。

▼申込み・問合せ 小樽海上保安部管理課（☎0134-27-6118）